

(制定日 平成 22 年 11 月 9 日)

モニタリング（間伐面積の測量）マニュアル

本マニュアルは、オフセット・クレジット【J-VER】制度の信頼性を損なうことなく、また本町に対して発行されるクレジットの信用性を高めるため、本町が実施する上士幌町有林間伐促進プロジェクトにおける間伐面積の測量方法について定めるものである。

（測量方法）

- 1 測量は、次の機器を使用したGPS測量とする。
 - (1) GPS受信機 (Trimble Pathfinder Pro XT)
 - (2) 外部アンテナ (Hurricane Antenna Kit)
 - (3) ハンドヘルドコンピュータ (Trimble GPS Pathfinder SB)
 - (4) レーザー測量機器 (Tru Pulse 360B)

（測量の手順）

- 2 測量は、次の手順により行う。
 - (1) あらかじめ、衛星飛来予測プログラム等を活用し、GPS衛星の配置状況を確認して測量日時を決定する。また、測量日時を決定した根拠となる資料は、モニタリング報告書の検証時に確認できるよう保管する。
 - (2) 測量機器は、測量前に取扱説明書等に基づきキャリブレーションを行い、動作や通信が正常に行われることを確認する。また、それらはモニタリング報告書の検証時に確認できるよう記録し、保管する。
 - (3) 現地測量は原則として、1の(1)、(2)及び(3)の測量機器を用いたGPS測量を行う。ただし、付近に急斜面や樹木などの遮蔽物があり、GPS衛星の電波を安定的に受信できない次の測点は、面積の精度保障の観点から、1の(4)に掲げるレーザー測量機器と連携して、その測点の位置を計測する。

【GPS衛星の電波を安定的に受信できない測点】

衛星捕捉数 3 以下
PDOP値（位置精度低下率） 6 以上

※どちらかに該当する場合、GPS衛星の電波を安定的に受信できない測点とする。

- (4) GPS衛星の電波を安定的に受信できない場合に用いるレーザー測量機器との連携による測量は、次の手順で行う。
- ①座標値を計測したい測点（A点）がGPS衛星の電波を安定的に受信できない場合は、GPS衛星の電波を安定的に受信できる位置（B点）に移動する。
 - ②B点の座標値をGPS測量により計測する。
 - ③レーザー測量機器でB点からA点を放射法により計測し、ハンドヘルドコンピュータ上でB点の座標値を割り出す。
- (5) 測量成果は、モニタリング報告書の検証時に確認できるよう記録し、保管する。